

第2回 (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議 会議録

日 時：令和2年10月27日(火) 15:00～17:00

場 所：仙台市役所本庁舎 5階第2会議室

出席者：【委員】 ※50音順・敬称略

阿部 正 委員、加藤 諭 委員(座長)、雲然 祥子 委員、栗原 伸一郎 委員
(座長代理)、中島 康比古 委員

【事務局】 文書法制課長、公文書館設置準備室室員1名

【記者】 1名

【傍聴者】 1名

配布資料：・次第

- ・【資料1】(仮称) 仙台市公文書館改修工事施工業者
- ・【資料2】 仙台弁護士会会長声明(参考送付)
- ・【資料3】 歴史的公文書等の収集選別について
- ・【資料4】 歴史的公文書の収集選別基準の改正案
- ・【参考】(仮称) 仙台市公文書館の運営等について(抜粋)
- ・【参考】 行政文書の保存期間の基準

議事概要：以下のとおり。

2 議事

(1) 報告事項

① (仮称) 仙台市公文書館の整備状況について

事務局より、資料に基づき説明

質疑なし

② 仙台弁護士会の会長声明について

事務局より、資料に基づき説明

質疑なし

(2) 協議事項

① 歴史的公文書等の収集選別について

事務局より、資料に基づき説明

質疑応答の要旨は以下のとおり

【中島委員】

単純に素朴な事実の確認だったのですが、【資料4】についてなんですけれども、今回の配付資料の、次第がある資料の一覧には、「歴史的公文書の収集・選別基準の改正案」と書かれてあるんですね。次第のある、表紙にある。で、個別の【資料4】には、「歴史的公文書の収集・選別基準」で言い切ってしまうている。仮に、ご説明があったように、これは見直しのためのたたき台である。これはすでに、会議は公開のものでし、資料も公表のものなんですけれども、このタイトルが、選別基準、と、言わば確定したものかのようにされているので、ここは誤解を招かないようにしないと。

【事務局】

そうですね、これは、資料の作り方として、事務局的に。改正案、とか、冒頭に来るなり、同じ資料のタイトルを、左肩とかにつけるようにしないと。すみません。これは、残す資料としては…

【中島委員】

ええ。じゃないのかな、と。単純に、どう手続きを取ったらいいのか、私もわかりかねている点がありますけれども。これだけだとちょっと、独り歩きしかねないので、そこはちょっと、気を付けて…

【事務局】

そうですね、これは見え消し版なので…

【中島委員】

大丈夫だと思うんですけれども。総務局長決裁と。そこだけ見ると、これで決まったかのように見えますので…

【事務局】

はい、わかりました。そこは誤解のないように整えておきますので。

【座長】

前回中島委員からご質問を受けて、事務局の宿題となっておりました基本的な考え方をどう読み込むかということに関しては事務局側からご説明あったところかと思いますが、中島委員からこちらに関してのご意見、ご助言等ございますでしょうか。

【中島委員】

詳しい説明をしていただいてどうもありがとうございました。市民の権利義務に関するものは、実際には個別的な基準で読み込めるだろうというお考えだということ、また、一方で見直しをするのであれば、そういった項目を入れることも考えられるということも理解いたしました。

そうは言っても、おそらく札幌市の基準の定め方を非常に参考にされているので、3本立

てか4本立てかということにはとどまらず、例えば同じ政令市でも国に倣ったと思われる相模原市や大阪市の場合は、1・3・4の項目も含めて非常に文言の使い方が国に倣った形になっていますから、そこが札幌市は極めて独自のやり方をされていると思います。ですので、形式的に4本立てにすればすぐおさまるかということ、おさまらない可能性はあるので、敢えて4本にする必要は必ずしもないのではと思います。

一方で、初回にも申し上げたかと思いますが、札幌市は管理条例の中で「歴史的公文書」という言い方をせず、「重要公文書」という別の概念を用いています。要するに、条例に記載されるようなカギとなる概念を「重要公文書」と言っていて、仙台市は「歴史的公文書」という形でやろうとしている。そうするとトップに来るカギ概念の用語が異なるというところにおいて、それをまずすぐ直下のレベルでブレイクダウンしたものが基本的な考え方になると思います。そのときにうまく据わるのかということは、実はテクニカルな問題ではなくて、かなり基本的な理念や考え方につながり得ることなので、そこはなお慎重な検討が必要なのかと思います。

それから初回の時に申しあげませんでしたでしたが、他の政令市の基準とは少し異なることだと思いますが、国のガイドラインでは基本的な考え方が1～4まであり、その後個別の基準が出てきます。そして最終的にバスケットクローズでもう1度この基本的な考え方を使って、要するに個別的、具体的な類型ごとの基準に当てはまらない文書の移管か廃棄かを考えるときには、基本的考え方に照らして判断しますという形になっています。つまり今回のこの資料4の作りで言うのなら、新しい方の個別の基準のIの(24)ですね。「その他歴史的価値があると認められるもの」、これはおそらく他の政令市さんもこういうバスケットクローズな書き方をされています。国であればここに、「Iの基本的考え方に照らしてその他歴史的価値があると認められるもの」、おそらくそういう書きぶりになると思います。ですので、実は国のガイドラインというのは、単に理念や思想を語っただけではないので、これを仙台市さんがここで似たようなものにするのかどうかというのは、もちろんご判断かと思いますが、基本的考え方に役割機能というものが、国のガイドラインと各政令市の定め方には少し差があるということだけは申しあげておきます。

【座長】

基本的な考え方の立て方については座長としても重要と考えております。東北大学においても、最終的に評価選別基準を作るときは個別の基準もそうですが、どうしてもやはり行政の所掌の範囲の広がりや小ささ、狭めていくという主体的な流れの中で、個別の基準の中で判断し辛いケースが出てくるというのはよくある話。そのときに最終的に基本的な考え方に戻って、評価したり、廃棄になるかというところの拠り所になっていくところではあるので、できるだけ個別の基準で判断できないときに戻るときの拠り所として、基本的な考え方が包含されているかどうかというところは、選別基準の文章の作り方として少し重要な点なのかなどは思っています。これはこれから3回にわたって議論するところですが、個別の基準を包含するものが基本的考え方の中に落とし込まれているかどうかは、議論を進めていく価値がある論点かと思います。中島委員ありがとうございました。

おそらく少し踏み込んで話をしていく必要があるのは東日本大震災の部分かと、座長個人的な見解としてはございまして、これから震災10年目を迎えるにあたって、どういったもの

を残していくのかということ、この検討会議の1つの大きな議論すべき論点と想っているところ。例えばの考え方なのですが、神戸市さんの事例も私もよく存じ上げていて、今回はたたき台なので、逆にぎっくばらんに留意事項で、どういったものを残していくのかということ、敢えて廃棄基準を前提に留意事項を作られたところは我々も議論していくたたき台としてとてもいい資料を作っていただいたなと思っているところで、やはり全点保存というものが、建前としてはきれいな言葉ではありますが、現場としてすごく難しいし、おそらくこの10万冊を想定としている仙台市公文書館の文書量との実際的なバランスというものも出てくるのではないかと思います。そのときに被災自治体である仙台市としては積極的に東日本大震災の文書を残すというメッセージを、どちらかといえば私としては出した方がいいのかなと。そうすると評価選別基準としては留意事項、今はこれを廃棄するという書き方になっていますが、逆にこれを残していきたいという文章の方が、もしかしたら未来型というか、歴史を残していく、その中でそこにうまく合致しないものは廃棄という選択肢が出て来るかもしれないのですが、どちらかといえば留意事項では、東日本大震災というものの括りの中で、残すものはこれというものを明示していく文章の作りの方が。そうでないと誤解されやすいというか、捨てたがっているのかなと思われてしまうとよくないかなと。そうではないと思うので。

この点は前回も少しお話があったかと思いますが、栗原委員のこれまでのご経験の中で、例えば東日本大震災については宮城県公文書館でどういうご議論があったということがもしあれば。

【栗原委員】

私が勤務していた当時の話ですが、当初は全点保存をするというような方針でありました。ただ、やはり収蔵スペースの関連ですとか、軽微なものをどこまで残すのかという議論がありました。それで多少の例外、軽微なものに関しては選定しないという方向性があったのですけれども、その後私が抜けてしまったということもあってどのように議論が展開したのかわからないところでもあります。ですので、先ほどお話がありましたようにどうしても収蔵スペースを念頭に置いた議論にならざるを得なかったというようなところがございまして、今回もそれを考えるのかどうかというのが1つポイントになるかと思います。

【座長】

今の栗原委員の議論に引き付けて、阿部委員の方から現状の東日本大震災の移管状況について補足説明あれば。

【阿部委員】

まず、県の場合ですけれども、東日本大震災関係の文書については簿冊登録をする段階で、副題名にその旨明記するようにしております。基本的には大震災関係として登録されたものは全て保存しております。なおかつプラスアルファで明示ないものであっても、内容的に見た場合に関連しそうなものが見つかれば、それも収集するようにしているということが現状でございます。今年から10年経過するものが出てきますが、多いところで年間でも300くらいの簿冊だったと思いますけれども、そのくらいの収集をしているというのが現状です。

【座長】

先ほど具体性を挙げて事務局から事例提示がございました、例えば政策に関わるものとは少し違う、個々人の申請に係る文書、先ほど出てきたものとしては義援金交付、あるいは罹災証明、こういったものは県の公文書館ではどのように対応しているのかという事例がもしわかれば。

【阿部委員】

罹災証明は県の事務ではないので文書は基本的にはないと思います。

実際に中身を見たことがないので具体的にどうこうということは言えませんが、県のそもそもの選定方針の中で、庶務経理その他定型的業務によるものについては選定除外すると、あるいは個人情報の集合体である文書については除外すると、その中で東日本大震災の関連の文書がどういう位置づけになっているのかということになるのかと思います。

【座長】

そうすると選別基準の全体像としては、東日本大震災の文書とはいっても、今おっしゃられたような個人情報の集合体であるというものは外れるというような。

【阿部委員】

いえ、基本的に副題名に入っていれば収集いたします。幅広に取っているという意味です。

【座長】

こういう機会だから少し話を進めていく方がいいのかなと思うのは、東日本大震災の場合ですと市独自の事業の他に、補助金関係ですとか、本来は国が主体となっている事業で、その補助金のやり取りの中で、市が実際的には動かすというような事業もあろうかと存じます。どこの部分のラインを引くかという中で、国との関係の事業がどのように今後移管の対象になっていくかということはあるかとは思いますが、現状で差し支えないので、例えば国立公文書館の評価選別の中で東日本大震災における復興事業、そういったものの取り方がどうなっているかということをも、もしよろしければ中島委員にわかる範囲で教えていただければと思います。

【中島委員】

まずそもそもとして国立公文書館は公文書管理法の枠組みの中で、歴史公文書等に該当するか否かを第一義的に判断する権限を持っているわけではございません。何をやっているのかというと、各行政機関が保存期間満了時の措置を設定したものを、制度官庁である内閣府に対して報告をする。内閣府は報告を受けたうえで、その保存期間満了時の措置が適切であるかどうかについての助言を国立公文書館に対して依頼をする。その依頼に基づいて、各行政機関が設定をした保存期間満了時の措置の適否について、専門的・技術的助言を内閣府にする。最終的に内閣府はその当館からの助言を踏まえたうえで、保存期間満了時の措置の確認結果を各行政機関に伝えるという流れです。

もうひとつは個別の文書を廃棄したいときに、各行政機関から内閣総理大臣の同意を求める、

そのための協議が来ますので、その協議が来たものについて、これもまた同様に助言の依頼が内閣府からきますので、国立公文書館がその適否について助言を返すといった流れになっています。最終的にそれを踏まえたとえ、内閣府が各行政機関に廃棄が適切であるものについては廃棄の同意を与える、という流れになっています。

個別の事例については把握しておりませんのでお話しすることは難しいかと思いますが、基準ということで言うと、平成 24 年 6 月に公文書管理制度を所管している内閣府大臣官房公文書管理課と当館が連名で各行政機関に対して、「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管にかかる基本的考えについて」という選別基準についての考え方を各行政機関に示し、これを踏まえた形で措置の判断してくださいということをお知らせしています。その中身を見ていただいて、こういう文書は国レベルで残るとか、そういうご判断はこれから市で東日本大震災に関する文書をどうしていくのかを考えるうえで参考になると思います。

先ほど座長が留意事項に積極的に残すメッセージを、とおっしゃられて、今仙台市の収集選別基準の作り方が、Ⅰの基本的考え方もⅡの個別的基準も、これを残しますという書き方になっているだけに、留意事項はその流れですと例外的に残さないのはこれです、という流れになっているのだと思います。それに対して国の平成 24 年 6 月に出した基本的考えは、もともと行政文書の管理のガイドラインの別表第二で、選別基準の文書類型に応じた移管や廃棄の基準を示している。その中で、東日本大震災がなかったとしても、移管であったものは当然そのまま移管、一般的な状況であれば廃棄になっているものが、東日本大震災関連に関しては移管になっていくという作りをしています。その点で今の仙台市の収集選別基準は、残すものはこれですとしているので、ここが留意事項の作り方が難しいところと感じます。

国の基本的考えも、一例を挙げますと、個人権利義務の得喪及びその経緯に関する文書について、例えば補助金等の交付に関する重要な経緯は、通常一般的な行政文書ファイル等であれば補助金等の交付の要件に関する文書だけが移管されて、それ以外は廃棄という作りをしているのですが、東日本大震災に関する文書であれば当然に残される交付の要件に関する文書の他に、実績報告書もあわせて移管という形をつくっています。それから、公共事業は基本的に国が直轄として実施される事業のみですが、そもそも基準のところでは類型化されているものも国の直轄事由ということになっているのですが、例えばもともとのガイドラインでも事業費に応じて、残す文書が異なっているというような形になるのですが、東日本大震災関連ではその事業規模によらず、ある程度の文書が移管されますという作り方をしています。ですので、今の収集選別基準は飽くまで残すものを書いていて、基本的な骨格が残すものはこれです、残さないものはこれです、と両方示されていると、一般的な文書であれば廃棄になる、収集しないものであっても東日本大震災に関しては、これは残しますと示し得るのですね。この作りというものが、この基準なのか、これをⅡの(1)～(24)まである中のそれぞれのさらに細目基準のようなものにブレイクダウンしていったときに、こういうものを残します、それ以外は例えば廃棄ですという考え方が出てきたときに、そのそれ以外の廃棄、残さないと言っていたものが東日本大震災関連では残っていきますと、そういう立て方をした方が、おそらく実際に基準を当てはめて文書を選別する際の作業も、担当者の方々にもよりわかりやすくなっていくのではないかと思います。

【座長】

今、東日本大震災についてのいわゆる収集選別基準に議論が少し進んでいるところですが、全体を俯瞰して今後の議論をしていくときの頭出しをいくつかしていくうえでは、全体の個別的基準のところには則して議論も必要かと思えます。この点に関して、何か素朴な疑問でも差し支えないので質問をいただければと思います。

栗原委員の方は宮城県公文書館でのご経験もあるということで、今後市史編さんの資料も入ってくるということもありますから、何か過去の永年文書に相当しているもの、あるいはどこで完結した文書をどのように入れていくのかということに関して、何かご知見ございましたら。宮城県の場合、「昭和 36 年度の戦災復興事業完了までに完結した文書」、こういった事例に即したような移管の方法というのは取られていたのでしょうか。

【栗原委員】

宮城県ではこういった年代で区別するというのはなかったかと思えます。ですので、全て統一的な基準、内容で選定するというようなことであつたかと思えます。この仙台市の今回のたたき台、年代で区別するというのは1つのやり方として妥当な面もあるのかなと思っております。その場合、「昭和 36 年度の戦災復興事業完了まで」ということですので、逆に言いますと、それまでのものは軽微な物でも全て取るというようなことになるとは思いますが、そういったときに分量としてはどれくらいのものになるのか、あるいはこの昭和 36 年度で区切ることが妥当なのかどうかということが1つ議論になるかと思えますが、そのあたりご説明をいただければと思います。

【事務局】

本市の場合は昭和 36 年度以前の文書が量としては非常に少ない、おそらく何百とか、それくらいのレベルであります。これが今後とてもたくさん出てくるかということ、それほどは出てこないだろうという考え方をもっております。本市の場合、数年後に本庁舎を建て替えるという事業を予定しておりますので、もしかしたらそういったタイミングで出てくるということは考えられなくはないですが、基本的には概ねそういった古い文書は当方である程度把握していると思われる中で、今後そういったものが出てきた場合には、古いということだけで歴史的に価値があるかというのは、本当は検討の余地があるのかもしれませんが、ボリューム的にそこまで多くないのであれば、古い年代の文書がこれから出てくるようなことがあれば全て収集選別してもいいのかと、そういった考え方がまず基本にあり、このような書き方になっております。

【栗原委員】

戦災復興事業というのはやはり仙台市としては非常に大きな出来事という・・・。

【事務局】

そうですね、もちろん古い文書というのはどこに線を引くかというのが、昭和の年代であれば全部取る、という考え方もできる中で、戦災復興事業というところを一定の節目ととらえて、それより古い物であれば全て収集選別していくと。昭和 40 年代・50 年代の文書であれば、比較的ボリュームとしてはそれ以前のものよりはあるので、そこまでは全部となると多

いのかなと、少し感覚的な話で申し訳ないのですが、ある程度線を引くとしたら戦災復興事業年度かなというようなところで設定させていただいたところでございます。

【阿部委員】

今の話の関連ですが、戦災復興事業というのがまず選別ありき、ということになるんですよね？そうであれば、2番というよりも先に持ってこないで、違和感ないでしょうか。個別の基準の前に持ってきてもおかしくはないのかなと思うのですけれども。

【事務局】

そうですね、本市としてはこの年代以前の物は全て取りますという意味で、そこは非常に重要視していると考えれば、たしかにそれはあり得るかなと思います。

【阿部委員】

あともう1点だけ個別基準の書きぶりですが、12番や14番は「重要な陳情」とか「重要な協議」と書いてあるのですが、新しい(6)ですと、「市の独自事業等で重要なもの」と、少し書きぶりが違うのですが、このあたりはいかがですか。

【事務局】

趣旨としてはある程度重要性の高いものに絞ってという意味でそれぞれつけているのですが、少し書きぶりがばらけているのは、たたき台という部分もありますので、文言の統一的な表現の仕方等、そういったところはしっかりとしていきたいと思います。ここは特に他意がないところでございますが、気を付けたいと思います。

【座長】

その他ございますでしょうか。

【中島委員】

今の昭和36年度のことに関連してお話ししますと、国は現在ガイドラインの別表第二の、個別的な類型の他に、下の方で昭和27年度までに作成取得された文書、これを基本的に移管するということになっています。これは日本国との平和条約までに作成された文書であり、基本的考え方の1・3・4に該当する可能性が極めて高いことから原則として移管するものとするというように書かれています。ですから留意事項の1つとしてそれが書かれているということになります。

管理法ができる前までは、たしか昭和20年までだったように記憶しておりますけど、似たような定め方はおそらく神奈川県公文書館の選別基準でもある時期までは、と。おそらくその昭和20年というのが一定の意味を持つのは、戦災で文書が焼けました等、そういったことがある。ですので、現在残っている物は残っているだけでも極めて価値が高い。現在の管理法のガイドラインで昭和27年度までと言っているのはサンフランシスコ講和条約発効までということですから、いわゆる占領期の文書ということになります。これは公式見解ということではなく、私が個人的に考えることは、よく占領期の研究をされる研究者さんが、日

本だけでは研究ができない、と。占領した側のアメリカの文書にあたらないと研究ができない。いわゆる資料状況というのがあまりよくない。だからそれは、やはりそういう時期の物は重要であろうと。これもまた現在残されている文書はそれだけで重要だと。かつ、それはいわゆる占領期の改革など、そういったものが、いわば現在の日本を形作っているというような意味合いから、おそらく昭和 27 年度までというのは非常に貴重であると、そういうような考えができるのではないかと思います。

そういう点でいうと仙台市が昭和 36 年度までとしたときに、これは「戦災復興事業完了年度まで」と書いてありますが、これは必ずしも戦災復興事業に関する文書だけではないですよ。ただ、戦災復興事業が完了したのが昭和 36 年度だとして、それまでに完結した文書は、こうだから歴史的価値があるという、わたし仙台のことよくわかっていない素人なんですけれども、例えば素人なりに思いつくのが都市計画などのそういう分野がすごくわかりやすいとも思うのですが、そういったものが現在の街の形成といったものに非常に大きな枠組みを与えています、というようなものがおそらくあると思うので、そういったものからきちんと説明できるということが、昭和 36 年度までということの基準になっていくのではないかと思います。もちろん一方で公文書館の収容能力のような現実的な部分も考えるわけですが、そうは言いつつこれはやはり基準なのですから、基準で残すということの根拠づけをきちんと明確にしていく必要があると思います。

【座長】

ありがとうございます。

それから今日机上配布になりましたけれども、参考で出させていただいておりましたので、確認だったのですが、机上配布していただいた資料はそこに当てはまっている物は今回移管された文書ということですか、それとも備考欄に移管と書かれたものが移管されたという意味ですか。

【事務局】

この資料を見ただけではなかなかわかり辛いのですが、最終的には備考欄に移管と書いたものが移管して、例えば 330 冊のところに入ってくるのですが、その他にも歴史的公文書、重要だなと我々が考えたものはありまして、ただ実際にはまだ現用文書として延長しますというような回答をいただいたものが移管文書よりも多く、それが少し、今日回して見ていただいたものだとわからないので、重要なか重要でないのか、どういう判断をしたのかということまではわかりかねるもので申し訳ございません。

【座長】

そうすると本日の配布いただいた【資料 3】の選別率 3.3%という数字は、今回ピックアップしていただいた文書のリストであって、実際の移管というのが備考欄の移管ということで、そういうデータの読み方でよろしかったでしょうか。

【事務局】

はい。

【座長】

これは今日の収集選別基準とは別ですけれども、例えばまだ原課でという場合においては保存期間の延長という考え方になるのかと思うのですが。保存期間延長した場合においても例えばこれは単に延長であるのですが、法律の立て付けとしては保存期間のできるだけ早い時期に、保存期間満了後の措置を定めるということもあり得ることだと思いますので、仙台の方としては、例えば一度それを移管対象としたということの記録は何らかの形で今後やりとりとして残していくのか、一度ここで保存期間を延長するという考えになった場合においては、とりあえずまた保存期間延長の満了後に改めて協議をするという考え方をするのか、これは今のところどのようにお考えでいらっしゃいますか。

【事務局】

基本的に文書登録時に歴史的公文書にあたるという、いわゆるレコードスケジュールですね、これが非常に望ましいという思いはあって、もし本当にすぐにできるのであればやりたいのですが、現行は文書管理システム上対応できないという課題がありまして、ただ、その文書管理システムも令和6年度に更新の予定がありますので、そこに向けて準備はもう既に行っているのですが、ぜひそういった機能は次のシステムには取り入れて、レコードスケジュールを実施したいと思っているところでございます。それまでは回覧で見ていただいたようなリストを作って、というやり方をやっていくしかないのですが、基本的には年度ごとにリストを作って移管するものは移管できて、残るものは、延長されてしまったものは残ってとってしまうのですが、ここはちょっと手作業に近いところはあるのですが、一度こちらの方で収集選別したところは活かしたいと思っているので、いつかまたその延長が切れるタイミングで乗っかれるようにというのは、作業的にはそのような対応をしたいと思っております。

【座長】

テクニク的なことかもしれないのですが、東北大史料館でもよくあることではあるのですが、一度保存期間満了時点であることはわかっていたのですが、それがさらに先に延ばされたときに、あの時はあった、ということがよくあることなので、その時に今回選別いただいた文書というのは拝見する限りにおいては、概ね移管文書として相応しい文書として選定されていらっしゃるのかなというようなニュアンスは受けたので、何らかの形で、それが一度選別を経て移管対象になったということ、何かしらやり取りとして残しておく、可能であればそれは保存期間満了後に移管なんだということで、それは現用であれば伸ばしていただいても構わないと思うのですが、一度それは移管対象と評価されたのだとしておくと、紛失、誤廃棄のリスクっていうのは減るのかなと思っていますので、それはシステムの中で、6年度までの移行期間なのかもしれないのですが、何か考えていった方がよろしいのかなとは思っています。

【事務局】

そうですね、実際に移管に至らなくても収集選別するだけでも大変な労力ですので、この

労力を無駄にしないためにもそのあたりはきっちりしていきたいと思います。

【座長】

予定していたお時間からは少し超過しているところではございますけれども、雲然委員の方で何か本日の議論の中でご意見等ございましたら、お伺いできればと思っておりますが。

【雲然委員】

実際にいろいろ資料を使わせていただいた経験もあって、このように文書は収集されていくのだなと思いながら聞いていたのですが、今日の話の中で収集選別基準の改正案、いろいろと基準を出していただいたと思うのですが、削除や追加をしていく中で、逆に曖昧になってしまった記述というのがあるのかなという印象がありました。

例えば先ほどご説明いただいた中の個別的基準の、例えば（１）で「条例規則等の」の「等の」のところで基準などは読み取れるとおっしゃっていたのですが、やはり文書というのはこれを見たときに解釈なり判断なりするので、内部の方がいくらそう読み取れるといっても、外部の人、特に市民等がこれを見たときに、そう読み取れるかどうかということがやはりここでは判断しにくいので、項目、例えば先ほどの話のなかで出てきた新しい、青字で書いている（13）の協定が、青字の（14）の重要な協議及び協定に入る、それが契約や工事設計に関するものとおっしゃっていたのですが、それを実際青字だけに残したときには、その項目からは読み取ることができない。それから赤字の（19）で、国や宮城県または他市町村との協定というものを、青字の方に読み取れるとおっしゃいましたが、やはりそれは市民側の立場からすると、そこで言えるのかなと。

とても広い意味でとらえてそのように作っていただいたのかもしれないですが、やはりこれが独り歩きしたときに基準として曖昧性を回避できているかということ、私としては少しそれは疑問がありますし、基本的な考え方の中で先ほどの議論のあった国民や市民の権利義務を表しているものが、この個別基準の中の例えば（12）とかにも関わってくるのかもしれないですが、この個別基準には入っているけれど、基本的な考え方に入っていないとなると、最終的に基本的な考え方に基づいて、これは収集しますという判断をするときに、適切な選び方ができない、収集の基準にならない可能性があるのも、逆に訂正したことで曖昧になってしまったものもあるし、訂正していただいたことで明確になったものも、例えば人事や給与のことなどがあるので、もう一度市民にこういう基準で選んでいるということを明確にするために、もう1回練った方がいいというところがある印象を受けました。

やはり自分たちが住んでいる街の記録がどのように利用されてどのようにそれを残していくのかということが、このご時世でもあるので、気になる人は気になると思うので、概要、骨子であってもそれをしっかりと明確にしていく必要があると考えております。

【座長】

今の議論はおそらくこの歴史的公文書の収集選別基準が、条例になるのか、局長決裁の形になるのかということと、この下にどのような細則やガイドラインを作るかという中で、この収集選別基準の位置づけをどのようにしていくかという議論とも関わってくる問題なのかなというように思います。最終的には、何をどこに入れるかという議論になっていくのかと

思います。

この他、何か今日の議論の中で全体に関わる議論、個別の議論等し忘れていたというところはございますでしょうか。

【各委員】

(特になし)

【座長】

では、またこの議論は次回も継続して続くものと思いますけれども、本日の議事については以上とさせていただければと思います。皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局の方に戻させていただきますと思います。

【事務局】

それでは次第の3番で、その他という項目がございます。皆様方から何かございましたら、いただければと思いますが。

【各委員】

(特になし)

【事務局】

では事務局の方から、本日は様々なご意見をいただきましてありがとうございます。次回につきましても引き続き収集選別についてをテーマに協議事項とさせていただきたいと思えます。本日いただいたご意見、基本的な考え方と個別的基準の関係、あるいは我々のたたき台の見直し、曖昧さが残る部分や強調したいところ等、ご意見いただきましたので、次回におきましても私どもの今日用意したたたき台にご意見を頂戴したものを反映したものを、資料として、また協議の素材とさせていただくということによろしければそれで進めさせていただきます。

【座長】

はい、座長としてはそちらで進めていただければと存じます。

【事務局】

それでは最後に次回の会議の日程についてご連絡いたします。

年明けまして1月に次回会議予定してございます。また日程調整させていただければと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

5 閉 会

【事務局】

それでは、以上をもちまして、「第2回 (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議」を終了いたします。皆様ありがとうございました。

以 上